

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第13期第20回島根海区漁業調整委員会が、平成24年7月13日（金）に松江市の松江東急インで開催され、以下の議題について協議等が行われました。

1. 島根海区における区画漁業の免許内容等の事前決定について（諮問）

前回の委員会で協議した松江市美保関町七類地先と出雲市十六島町地先における区画漁業（ワカメ養殖）について、隠岐汽船株式会社、海上保安部、県土木部などの関係機関協議が終了し、これらの区画漁業の免許内容等の事前決定について知事から委員会に諮問がされました。

また、松江水産事務所よりワカメ養殖の概要が説明されました。ワカメ養殖は漁業経営の複合化に重要な漁業であり、「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画（第2期戦略プラン）」で事務所の重要課題として取り組んでいることが報告されました。

委員会では特に免許内容等について異議はありませんでした。

引き続き、漁業法第11条第4項に基づき公聴会を開催しています。2名の公述人が出席し、委員会として意見を聴取しました。

<公述人及び公述内容>

公述人：山本平二（JFしまね美保関支所長）

公述内容：松江市美保関町七類で新たにワカメ養殖を始める漁業者がいる。漁業収益を増加させるために不可欠な漁業である。漁業権の設定を望む。

公述人：玉木康典（JFしまね平田支所長）

公述内容：出雲市十六島町で操業している定置網乗組員などの冬場の漁業として新たにワカメ養殖を開始したい。漁業収益を増加させるために不可欠な漁業である。漁業権の設定を望む。

公聴会終了後、直ちに委員会を再開し、公述人から免許内容等について疑義がないことを確認し、委員会として異議のない旨回答することを了承しました。

2. 平成25年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロックに提出する要望事項について（協議）

昨年引き続き、「日韓漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化について」要望していくことを了承しました。

委員からは、日韓漁業共同委員会の協議の現況について事務局側に説明が求められました。事務局側からは小委員会の合意が現時点で得られていないこと、

次回小委員会が本年8月1日～2日に開催されること、8月31日までは日韓両国の関係漁船が、2011年漁期と同じ条件で操業を行うことが説明されました。隠岐海区漁業調整委員会で承認を得た後、幹事県の青森県に提出します。

<謝辞>

第13期島根海区漁業調整委員会の任期は平成24年8月7日までです。事実上、今回が最終の委員会となります。4年間20回にわたり真摯な議論と貴重な意見を頂きました。心から感謝いたします。

委員からの発案で記念撮影を行いました。

今後とも御指導御鞭撻についてよろしくお願いいたします。

(島根海区漁業調整委員会事務局長)



お問い合わせ：島根海区漁業調整委員会事務局 TEL 0852-22-5950